

考へタリ右ノ次第ニテ三年ノ修正ハ敢テ短
キニ失スルモトハ考へサルナリ

議長(清浦) 別名御議論ナキニ付直ニ採決ス本

案賛成ノ諸君ノ起立ヲ請フ

(全會一致可決)

○

議長(清浦) 次ニ

内務省官制中改正ノ件

司法省官制中改正ノ件

以上二案ヲ一括シテ議題トス第一讀會ヲ開

キ朗讀ヲ省略シ直ニ審査報告ヲ為サシム

報告員(二上) 謹テ審査スルニ

(第一)内務省官制中改正ノ件ハ

(一)危険思想ヲ抱懷シテ國ノ内外ニ来往スル

者ノ取締我國ノ政治軍備等ノ内謀ヲ事ト

スル外國人ノ取締等ノ如キ所謂外事警察

ノ事務ノ為内務省警保局ニ外事課ト稱ス

ル一課アルモ從來其ノ課長ト為ルハキ專

任ノ書記官ナカリシニ付近頃其ノ事務益

増加シタルニ伴ヒ茲ニ專任課長タルハキ

書記官一人ノ外相當職負ヲ増置セムトス
(二)同省衛生局ニ於テハ從來公衆衛生一般ノ
事ニ當ル保健課ノ課長タルハキ專任書記
官ノ定負ナカリシニ付此ノ際其ノ定負ヲ
増置セムトス又同局ニ於テ一般傳染病ニ
關スル事務ヲ掌理スル防疫課ハ實際上虎
列拉^リハス上等急性傳染病ニ關スル事務ヲ
主トシ勢^ニ結核花柳病等慢性傳染病ニ關
スル事務ニ手カ届カサルノ嫌アルニ由リ
今回慢性傳染病ニ關スル事項ノ為特ニ一

課ヲ設ケ其ノ課長ニ充ツヘキ書記官ヲ増
置セムトス其ノ他事務ノ増加ニ伴ヒ技師
屬及助手若干ヲ増加セムトス

(三)都市計畫ニ關スル事務ニ付テハ從來事務
官以下相當ノ臨時職負アルモ近来其ノ事
務増加シ且其ノ事務ノ臨時的ノモノ終リ
テ漸ク永續的ノモノニ移ラムトスルニ付
今回其ノ臨時職負全部ヲ組替ヘテ常置職
負ト爲シ併セテ之ニ相當ノ増負ヲ行ハム
トス

(四) 其ノ他内務部内ノ廳舎及官舎ノ營繕ニ關スル事務並警察共濟組合ニ關スル事務ノ為相當ノ増負ヲ行ハムトス
要スルニ各部局ノ増負ハ臨時職負ノ組替ニ係ルモノヲ合セテ書記官三人、事務官一人、技師九人、屬及技手ヲ通シテ二十五人トス
(第二) 司法省官制中改正ノ件ハ同省大臣官房ニ調査課ヲ新設シ外國法制ノ取調其ノ他司法ニ關スル一般材料ノ調査事務ヲ掌理セシムルコトトスル目的ヲ以テ其ノ調査課ノ掌

理スヘキ事務ヲ大臣官房ノ管掌事項中ニ追加スルノ修正ヲ為シ其ノ課長及課員ニ充ツル為書記官專任一人及屬五人ヲ増加セムトス又従前監獄ノ衛生ニ付テハ各監獄ニ奏任待遇又ハ判任待遇ノ監獄醫ヲ配置スルニ止マリ本省ニ於テ之ヲ總轄スル専門ノ職員ナカリシニ依リ茲ニ本省ニ奏任官タル監獄衛生官專任一人ヲ新設セムトス尚監獄事務官ニ關スル條項ハ他ノ官制規程ノ例ニ倣ヒテ文字ヲ整理セムトスルモノナリ

要スルニ以上二件トモ事務ノ増進ニ随ヒテ
職負ヲ増加スルコトヲ主眼トシ別ニ支障ノ
慮ナキニ付此ノ儘可決セラレ然ルヘシト思
料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

二十一番(金子) 余ハ此ノ二案共ニ書記官長ノ

報告通りニテ可ナルモノト考フルモ唯一點

内務當局ニ質問シタキコトアリ又之ニ付參

考迄ニ希望ヲ申述ヘムト欲ス

平時ニ於テ我國ノ政治、軍事等ノ内偵ヲ事ト

スル間諜ノ出没増加シタルカ故ニ之カ取締
ヲ行フトノコトナルカ此ノ事タルヤ報告書
ノ上ニハ單純ナルモ實施ノ上ニハ餘程考慮
スヘキ問題ニシテ絶エズ外國人殊ニ米國人
ヨリ苦情ヲ聞ク所ナリ元來當局者ハ如何ニ
シテ間諜ナルト否トヲ見分クル積ナルカ先
ツ其ノ實際ノ狀況ヲ承リタシ

委員(川村) 今回專任ノ書記官ヲ置キテ警保局

外事課長ニ充ラムトスル重ナル趣旨ハ之ヲ
シテ危險思想ノ防止ニ努メシメ危險人物ト

認定セル露西亞人等ノ來往居住ニ對シ必要ナル取締ヲ講セシメトスルニ在ルモ之ト同時ニ其ノ他ノ外國人ニシテ軍事探偵ノ疑アル者ニ付相當ノ注意ヲ拂ハシムルノ趣旨ヲ含ム然ルニ此ノ軍事探偵ノ取締ハ甚ク困難ナル問題ニシテ當局ニ於テモ果シテ何人カ軍事探偵ナルカヲ確カニ見分クルコトニハ頗ル苦慮シツツアリ從來外務陸軍海軍等ノ官憲ト協議シテ相當ノ注意ヲ怠ラサル所ナルカ一面外事警察ノ事ニ當ル警察官ハ概

テ未熟ニシテ職務執行上遺憾ノ點少カラサルカ故ニ目下各府縣ニ於ケル専門ノ警察官ヲ招集シテ外事警察ニ關スル事項ヲ講習セシメツツアリ外事警察ノ方針トシテハ容疑ノ廉ナキ外國人ニ無益ノ取締ヲ行ヒテ不快ノ念ヲ抱カシムルコトナキト同時ニ實際危険ナル人物ヲ放置スルコトナキヲ期スル積ナリ從來當局ニ於テモ外國人ニ對スル取締ニ付テハ種々ノ苦情ヲ開キタルカ其中ニハ無理ナルモノアルモ又尤ナルモノナキニ

アラス今後ハ一層注意エテ其ノ取締ヲ執行
スル考ナリ要スルニ注意人物ノ識別ニ付テ
ハ茲ニ具體的方法ヲ申述ヘ難ク大體各方面
ノ情報ニ依リテ見込ヲ付クルノ外ナシ唯之
ニ付テハ餘程慎重ナル注意ヲ爲シ妄リニ尾
行スルカ如キコトハ成ルヘク避クル所存ナ
リ

二十一番(金子) 唯今警保局長ノ説明ニ依レハ
當局ニ於テモ容疑人物ヲ確カニ識別スルコ
トハ甚ク困難ニシテ之ニ付テハ深ク注意ス

トノコトナルカ誠ニ尤ナリ余ハ昨今米國ノ
新聞紙ヲ見ルニ日米ノ開戦ハ近キ将来ニ避
ケ難シトノ記事ヲ掲クルモノ多ク又專ラ遊
覧ノ目的ニテ日本ニ渡航スル米國人ハ屢々同
國ニテ探偵ナリトノ疑ヲ受ケ各地旅行ノ間
警察官ニ尾行セラレ種々ノ穿鑿ヲ受ケ不快
ニ堪ハサルカ故ニ豫定ヲ繰上ケテ早ク歸國
スルモノアリト言フカ如キ記事ヲ見ルコト
少カラス余ノ知レル米國人ヨリ私信ヲ以テ
同様ノ苦情ヲ申越レシルコト一再ニ止マラ

又某外國大使館書記官ニシテ日本語ヲ解
スル者日本ノ知人ト交遊シテ茶亭ニ出入シ
タルコトアリシニ何故ニヤ警察官カ其ノ事
實ヲ嚴シク穿鑿シタリト聞ケリ此ノ如キハ
實際有リ得ルコトニシテ余ノ如キモ先年在
野中探偵ニ視ハレタルコトアリ由來探偵ハ
頭腦低劣ニシテ濫リニ穿鑿ヲ事トスル惡癖
アリ此ノ事内國人ニ對シテハ尚可ナルモ日
米ノ形勢動モスレハ險惡ナラムトスルニ當
リ外國人ニ對シテハ特ニ注意セサルヘカラ

ス今本省ニ於テ外國人ノ取締ヲ厲行スト聞
カハ其ノ聲直ニ關係府縣ノ警察部ニ傳ハリ
テ其ノ影響漸ク大ナルモノアリ例ヘハ中央
ニテ五分ノ取締ヲ爲サムトスルトキ地方ニ
テハ之ヲ一尺ニ引キ延シテ實行スルノ風ア
リ之カ爲國交上重大ナル結果ヲ生スルノ虞
ナシトセス當局ニ於テ十分ノ注意アラムコ
トヲ希望セサルヘカラケルナリ

三十六番(石黒) 内務省官制ノ改正ニ關スル報
告ノ第二點ニ依レハ衛生局ニ新ニ一課ヲ設

クトノコトナルカ其ノ課ノ名稱ハ如何ニ定
ムル見込ナルカ

委員(潮) 新設課ノ名稱ハ今日迄大臣ノ決裁ヲ

受ケタルモノナク未タ確定ノ運ニ到ラサル

モ衛生局ノ腹案トシテハ種々詮議ノ結果同

課新設ノ趣旨ヲ酌ミテ「豫防課」トスル積ナリ

三十六番(石黒) 従来ノ防疫課ニ於テハ急性傳

染病ノ防遏ヲ掌リ新設ノ豫防課ニ於テハ慢

性傳染病ノ防遏ヲ掌ルコトトスル趣旨ナル

カ

委員(潮) 大體其ノ通りノ趣旨ナリ防疫課ニ於

テハ「コレラ」等ノ急性傳染病ニ關スル

事務ヲ掌ラシメ豫防課ニ於テハ結核「ラホ

」ハ、癩、寄生蟲等ノ慢性傳染病ニ關スル事務

ヲ掌ラシムルナリ

議長(清浦) 別ニ御議論ナキニ付讀會ヲ省略シ

テ直ニ採決セム本業賛成ノ諸君ノ起立ヲ請

フ

(全會一致可決)

(午前十一時三十分閉會)

副議長子爵 清浦彦彦

書記官長 二上 兵衛

書記官

村上 恭一

藤江 季雄

法律第 號

裁判所構成法中左ノ通改正ス

第八條第二項但書ヲ削リ同條第三項ヲ

左ノ如ク改ム

外國語ノ通譯ヲ要スル裁判所及檢事

局ニ通譯官ヲ置クコトヲ得

第七十一條ノ二 前三條ノ規定ノ適用

ニ付テハ判事又ハ檢事タル資格ヲ有
スル司法省各局長司法省參事官ノ在
職ハ之ヲ判事ノ在職ト看做ス

第七十四條ノ二ヲ第七十四條ノ三トス
第七十四條ノ二 大審院長年齡六十五
年其ノ他ノ判事ノ職ニ在ル者年齡六
十三年ニ達シタルトキハ退職トス但

裁二

シ控訴院又ハ大審院ノ總會ニ於テ三
年以内ノ期間ヲ定メ仍在職セシムヘ
キモノト決議シタルトキハ其ノ期間
滿了ノ時ニ於テ退職トス

第七十九條第一項中「勅任又ハ奏任」ヲ親
任勅任又ハ奏任ニ改メ同條第三項中「勅
任檢事」ヲ「親任檢事」ニ改ム

第八十條ノ二 検事總長年齢六十五年
其ノ他ノ検事ノ職ニ在ル者年齢六十
三年ニ達シタルトキハ退職トス但シ
司法大臣ハ三年以内ノ期間ヲ定メ仍
在職セシムルコトヲ得

第八十八條中「書記長ノ下ニ及通譯官ヲ
加フ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際現ニ判事又ハ検事ノ職ニ
在ル者ニシテ本法施行ノ日ニ於テ第七
十四條ノ二又ハ第八十條ノ二ニ規定ス
ル年齢ヲ起スルモノ及本法施行ノ日ヨ
リ二十日以内ニ於テ其ノ年齢ニ達スルモ

ノハ本法施行ノ日ヨリ二十日ヲ經テ退
職スルモノトス

前項ノ場合ニ於テハ判事ニ付テハ第七
十四條ノ二但書ノ規定ヲ、檢事ニ付テハ
第八十條ノ二但書ノ規定ヲ準用ス但シ
第七十四條ノ二又ハ第八十條ノ二ニ規
定スル年齢ニ三年ヲ加ハタルモノヲ超

裁 四

エテ在職セシムルコトヲ得ヌ

勅令第 號

内務省官制中左ノ通改正ス

第三條中九人ヲ十二人ニ改ム

第十條中十一人ヲ十二人ニ改ム

第十三條中十一人ヲ三十人ニ改ム

人ヲ三百三人ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

司法省官制中左ノ通改正ス

第二條中「通則ニ掲クルモノノ外」ノ下ニ

「司法ニ關スル資料ノ調査事務並」ヲ加フ

第三條中「二人」ヲ「三人」ニ改ム

第七條 司法省ニ專任監獄事務官二人

專任監獄衛生官一人ヲ置ク

監獄事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承
ケ監獄ニ關スル事務ヲ掌ル

監獄衛生官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承

ケ監獄衛生ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條中「五十八人」ヲ「六十三人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス